

## 非公開会社におけるストックオプションの発行（会社法の規律）

- 非公開会社におけるストックオプションの発行については、原則として、株主総会の決議が必要
- ただし、株主総会の決議により新株予約権の内容及び数の上限などの一定の事項を決定した上で、その他のストックオプションの募集事項の決定を取締役に委任した場合、その委任に係る株主総会決議から1年以内の割当日とするものに限っては、取締役会の判断でストックオプションを発行することが認められている

## スタートアップとの関係での会社法制上の主な課題

- ① 株主総会から取締役会への委任内容について、ストックオプションの権利行使価額や権利行使期間等の決定については委任することができない
- ② 株主総会の決議による取締役会への委任の有効期間が現行では「1年以内」となっている



## 課題に対する対応

関係省庁と連携して、スタートアップがストックオプションを柔軟に発行することができるような会社法制上の措置を講ずる方向で検討